

水道料金についての意見交換会 議事録

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 13 日 (土)
午前 10 時から 10 時 40 分
- 2 場 所 流山市水道局 3 階大会議室
- 3 次 第 (1) 開会
(2) 水道事業管理者あいさつ
(3) 説明
大口水道利用者の水道料金の一部改定について
(4) 意見交換
(5) 閉会
- 4 参加者 8 名
- 5 事務局 志村水道事業管理者、須賀水道局次長、
兼子経營業務課長、吉原課長補佐、糸井課長補佐、
杉崎係長、鈴木主査、海老原副主査
- 6 意見交換内容
(参加者 A)
2 か月に 1 度支払っている料金は、水道料金と下水道使用料の
両方が含まれた料金なのか。
(糸井課長補佐)
公共下水道に接続していれば、下水道使用料も含まれた上下水
道料金を、まとめて一括して請求しています。

(参加者 A)
水道料金と下水道使用料の両方が改定されるのか。
(志村管理者)
今回は、水道料金だけの改定になります。下水道使用料は、現

行のままです。

(参加者 A)

地下水を汲み上げた分の下水道使用料は、どの様に計算しているのか。

(志村管理者)

汲み上げた地下水のところに私設メーターを設置していただき、そのメーター指針により排水量を算出し、下水道使用料をいただいています。

(参加者 B)

逓増料金制の導入の背景として、水需要が急激に増加したことから、大口需要を抑制するためとの説明であったが、使えば使うほど単価が上がっていく逓増制は、現状に即していないのではないか。

(志村管理者)

高度経済成長期においては、水が不足していたため逓増料金制で大口使用を抑制していたが、現在はダム等の施設によって水資源を開発し、また、一般家庭においては、節水型の洗濯機やトイレの使用により水道の使用量は減少していることから、夏などに渇水となった場合を除いては、水が不足することはないのが現状です。

しかし、現在でも全国的に逓増料金制を修正していない事業者がほとんどです。理由は、逓増の上を下げれば下を上げなくてはならなくなることから、政治判断が出来ていない現状です。

日本水道協会では、早急に逓増度を見直さないと地下水への移行が進んで、水道の経営が成り立たなくなるとの指導が示されており、今後は、どの事業者も料金体系の適正化を図っていくことが課題となっています。

今回の料金改定では、従量料金の1 m³当たりの最高額単価を400円から310円に引き下げる予定です。値下げによる減収は、TXの区画整理が進んでいることから、マンション建設等により

この先2・3年は、計画より増額となることが見込める給水申込納付金で補います。その後は、全体の料金体系について見直しを考えています。

(参加者A)

地下水の汲み上げについて、規制はないのか。

(兼子課長)

千葉県では、工業用水の地下水汲み上げについての規制がありますが、流山市は対象地とはなっていません。

また、汲み上げパイプの口径については、1インチという規制があります。しかし、敷地内に何本掘ってもよいので、実質的には地下水汲み上げ水量の規制とはなっていません。

(参加者B)

以前に江戸川の水質の関係で断水したが、地震等の災害対策についてお聞きしたい。

(志村管理者)

平成24年5月にあったホルムアルデヒドが原因の断水では、皆様に大変ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございませんでした。北千葉広域水道事業団では、高度浄水処理による給水を今月16日から開始します。高度浄水処理では、断水の原因となった物質も分解除去することができることから、一昨年のような水質事故による断水はなくなります。

地震等の災害時の対策としましては、大規模な水道の断水が起きた場合は、市内の学区ごとに応急給水所を設営し、断水となった区域の小学校を基地として応急給水する体制を整えます。応急給水は、水道局職員はもちろんのこと、市内の建設業協同組合や管工事協同組合等にも参加していただきまして、水道給水訓練を行っています。

また、大規模な災害発生時に、飲料水の緊急輸送に関する災害協定を民間会社と結び、応急給水に必要な飲料水を確保する対策を図っています。

(参加者 A)

北千葉広域水道事業団で高度浄水処理が始まるとのことですが、水道水に含まれる残留塩素は減少するのですか。

(須賀次長)

残留塩素につきましては、高度浄水処理を試験的に運用開始したところですので、現時点での変化は確認していませんが、将来的には少し下げる考えであると北千葉広域水道事業団からは聞いております。